

訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には「クーリング・オフ」制度を利用しましょう。

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。電子メールや事業者のウェブサイトの専用フォームなどの電子媒体や、ハガキなど文書で通知します。



クーリング・オフの手続き (メール等の場合)

契約書面を受け取った日を含めて8日以内
(例外もあります)に通知します。

送信したメールは大切に保存してください。
ウェブサイトの専用フォーム等は、画面を
スクリーンショットし、大切に保存してください。

支払った代金は全額返金されます。
商品の引き取り費用は事業者負担です。

※ハガキなど文書で通知する場合も、メールの記載例と同内容を
記載し、両面をコピーします。「特定記録郵便」など発信記録が
残る方法で送り、コピーは大切に保管してください。

■メールの記載例

宛 先 :xxxx@xxxx.co.jp

件 名 :クーリング・オフ通知

〇〇〇〇株式会社 御中

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇年〇月〇日

商品名 〇〇〇〇

契約金額 〇〇〇〇〇〇円

販売会社 株式会社〇〇□□営業所
担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇〇〇円を返金し、
商品を引き取ってください。

令和〇年〇月〇日

千葉県〇区〇町〇丁目〇番〇号

氏名 〇〇〇〇

専門の相談員が問題解決の方法を一緒に探します。 あきらめないで、まずは相談を！

困ったときは、お近くの消費生活センターにご相談ください。

消費者ホットライン (全国共通)

☎ **188 (いやや)**

(原則として、最寄りの消費生活センター等の消費生活相談窓口を案内します)

千葉県消費生活センター 相談専用電話

☎ **043-207-3000**

【電話相談】月～土9:00～16:30 ※祝日・年末年始を除く

千葉県消費生活センター

検索



消費生活センターってどんなところ？

消費生活センターでは、商品を購入したり、サービスを利用したりした際の販売方法・契約品質・価格など、消費者と事業者間のトラブルに関して、専門の消費生活相談員が、解決のための助言、あっせん（消費者が当事者として事業者と交渉する際の手助け）、情報提供などを行っています。

その他、消費者に役立つ情報の提供や様々な講座を開催しています。

このリーフレットについてのお問い合わせ ●千葉県消費生活センター 消費者教育班 ☎043-207-3602 令和8年8月作成

関東甲信越ブロック高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン



土曜日も相談できます

商品・サービスの契約トラブルは消費生活センターへ 消費者ホットライン (全国共通) ☎188 (いやや)

(原則として、最寄りの消費生活センター等の消費生活相談窓口を案内します)

千葉県消費生活センター 相談専用電話

☎ **043-207-3000**

【電話相談】月～土9:00～16:30
※祝日・年末年始を除く

千葉県消費生活センター

検索

